

資料 1 - 4

府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会の 会議の公開について（案）

1 会議の公開

附属機関等の会議は、府中市情報公開条例（平成12年9月26日条例第27号）第32条第1項により、原則公開するものとされており、これを遵守する。

府中市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第32条 附属機関等の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）他の法令等に特別の定めがある場合
- （2）不開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、附属機関等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

2 会議の開催の広報

会議の開催に際しては、あらかじめ日程、会場等を市報に掲載し、会議を開催することを原則とする。傍聴人数、申込みが必要かどうかについても掲載する。

（例） ■府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会

○月○日（○）午後○時 市役所北庁舎○階会議室／傍聴希望の方（先着10人）は前日までに、政策課へ／問合せは同課（335・4425）へ。

3 会議録の作成及び公開

会議後は、【全文・要旨】記録による会議録を作成し、各委員の内容の確認が終了した後、一般の閲覧に供する。なお、発言者の氏名は【掲載・非掲載】とする。

○公開場所 市役所3階市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館、府中市ホームページ

○会議録の内容

- ・会議名、開催回数、開催日時、開催場所
- ・出席者（委員・事務局）、傍聴人数

資料 1 - 4

・会議内容

4 傍聴できる人数の制限等

傍聴できる人数は、おおむね10人程度とし、会議室の広さを考慮したうえで、会議ごとに決定する。また、傍聴希望者は、会議の前日までに政策課に申し込むこととする。

5 傍聴者名簿への記入及び注意事項

傍聴者は、傍聴者名簿（別紙1）に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意（別紙2）を確認したうえで指定された場所で傍聴する。

6 会議資料の配布

当日の会議資料は、傍聴者にも原則として配布する。ただし、配布する資料が閲覧用の場合については、会議終了後回収する。